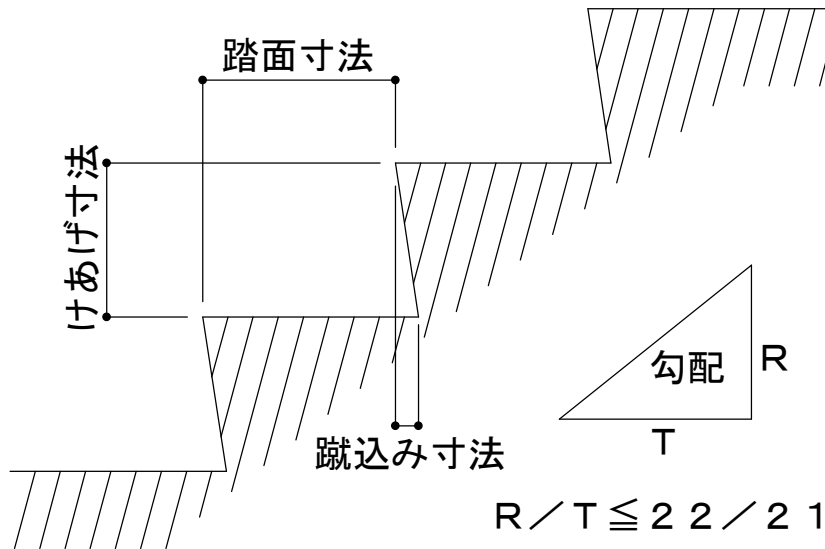


■階段 けあげ寸法・踏面寸法ふみづらの関係

勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上であること。また蹴込みは30mm以下であること。

廻り階段部分における踏面寸法は、踏み面の狭い方の端から300mmの位置において測ること。



■階段 けあげ寸法・踏面寸法（例）

| 踏面寸法 | けあげ寸法 |
|-------|-----------|
| 195mm | 178～204mm |
| 200mm | 175～209mm |
| 205mm | 173～214mm |
| 210mm | 170～220mm |
| 215mm | 168～217mm |
| 220mm | 165～215mm |
| 225mm | 163～212mm |
| 230mm | 160～210mm |
| 235mm | 158～207mm |
| 240mm | 155～205mm |
| 245mm | 153～202mm |

| 踏面寸法 | けあげ寸法 |
|-------|-----------|
| 250mm | 150～200mm |
| 255mm | 148～197mm |
| 260mm | 145～195mm |
| 265mm | 143～192mm |
| 270mm | 140～190mm |
| 275mm | 138～187mm |
| 280mm | 135～185mm |
| 285mm | 133～182mm |
| 290mm | 130～180mm |
| 295mm | 128～177mm |
| 300mm | 125～175mm |

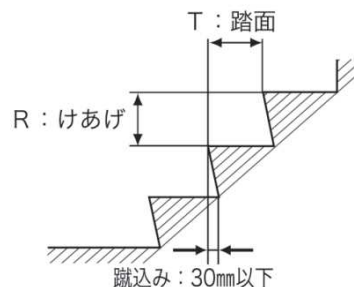
(3) 階段

次のア～エのすべてに適合していることとします^{注)}。

注) ホームエレベーターが設けられている場合はエのみ

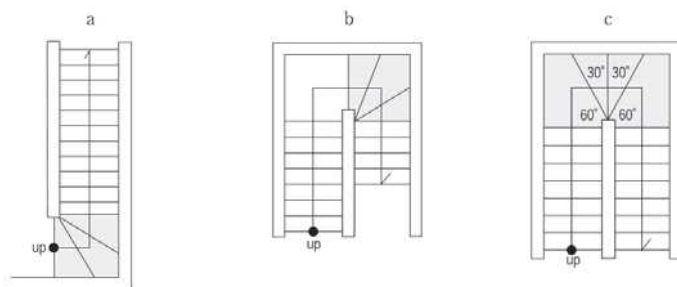
ア 各部の寸法は以下のすべての式に適合するものとします。

- ① R (けあげ) / T (踏面) $\leq 22/21$
- ② $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$
- ③ $T \geq 195\text{mm}$



※ 次の a～c のいずれかに該当する部分にあつては、アの規定は適用しません。

- a 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分
- b 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分
- c 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から 60 度、30 度、30 度および 60 度の順となる回り階段の部分



イ 蹴込みは 30mm 以下とします。

ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から 300mm の位置における寸法とします。

エ 建築基準法施行令第 23 条から第 27 条までに定める基準に適合するものとします。

よくある質問 <階段>

Q 回り階段の「踏面の長さ」はどのように算定するのですか？

A 踏み板の狭い側の幅木側面からそれぞれ 30 cm の位置を結ぶ箇所における寸法となります。(「けあげ」も同様です。)

